

令和5年4月17日(月)

鴨島病院ご利用者様

鴨島病院 医事課

お知らせ

医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

鴨島病院では、オンライン資格確認(マイナンバーカードの保険証利用)を行う体制を整備しております。

薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行うとともに令和5年5月1日より、健康保険法の診療報酬算定に基づき、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を算定します。

受診時にご自身でマイナ保険証をカードリーダーにかざし、特定健診情報や薬剤情報等の提供に同意されなかった場合、追加のご負担が発生します。

(例:受診時にご自身でマイナ保険証をカードリーダーにかざし、特定健診情報や薬剤情報等の提供に同意していない、通常の保険証を提示した など)

※ 令和5年12月31日まで、特例措置に伴い以下の点数を月1回算定致します。

【初診】

- ・従来の保険証を利用した場合 (6点加算)
- ・マイナ保険証を利用するが、医療情報提供に同意が得られない場合 (6点加算)
※令和6年1月1日からは初診の6点加算→4点加算となります。
- ・紹介状を持参された場合 (2点加算)
- ・マイナ保険証を利用し、医療情報提供に同意が得られる場合 (2点加算)

【再診】

- ・従来の保険証を利用した場合 (2点加算)
- ・マイナ保険証を利用するが、医療情報提供に同意が得られない場合 (2点加算)
※令和6年1月1日からは再診の加算は終了します。

また、保険証とは別の公費受給者証(こども医療・指定難病等)はマイナ保険証では確認できないため別途提示が必要となります。

みなさまのご理解ご協力をお願いいたします。